

納付書期限	令和 年 月 日
納付書発送日	令和 年 月 日
資格情報のお知らせ	令和 年 月 日

任意継続被保険者資格取得申請書 兼 被扶養者申請書

常務理事	事務長	係

【下記の太枠内は全て記入し、該当するものに○をつけてください。但し、Ⅲについては扶養する家族がない場合は記入不要です。】

I 最終勤務先

※記号欄は 10=豊田合成 11=健保 12=一榮工業 13=TG ウェルフェア 14=TG メンテナンス 15=TG ロジステクス
18=TG SPORTS 30=TG テクノ 31=TGAP 32=ティーゼーオブシード 34=豊田合成東日本
35=豊田合成九州 40=豊田合成日乃出 41=海洋コム 50=豊信合成

提出日：令和 年 月 日

最終勤務先時の被保険者等記号・番号		資格取得年月日	資格喪失年月日(退職日の翌日)	最終勤務先時の事業所名(会社名)
記号	番号	昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日	

II 申請者

任意継続被保険 記号・番号		被保険者氏名	生年月日	自宅住所と電話番号	
記号	90	(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	〒 -	
				自宅() -	携帯() -

III 申請者の扶養家族

欄が不足する場合は、もう一枚用紙を足してご記入ください。

扶養する家族の氏名	性別	生年月日	続柄	居住	現在の状況	収入(年間)の有無	健保記入欄(認定年月日)
(フリガナ)	男・女	昭和・平成・令和 年 月 日		同居・別居	無職・有職 学生・乳幼児	有・無 万円	令和 年 月 日
(フリガナ)	男・女	昭和・平成・令和 年 月 日		同居・別居	無職・有職 学生・乳幼児	有・無 万円	令和 年 月 日
(フリガナ)	男・女	昭和・平成・令和 年 月 日		同居・別居	無職・有職 学生・乳幼児	有・無 万円	令和 年 月 日

IV 保険料の納付方法

※希望する納付方法に○をつける

毎月納付	毎月指定された期間内に振込
1年前納	4月(または加入月)～3月(年度末)まで(前納割引があります)

V 資格確認書発行要否

※資格確認書発行希望者はレ点をつける

資格確認書の発行が必要 <input type="checkbox"/>
(*マイナ保険証登録者には、資格確認証を発行しません。)

【問い合わせ先】

〒492-8153 愛知県稲沢市井之口町中四反畑 4500
豊田合成健康保険組合 適用係
TEL:0587-23-6661 TG:内線:611-5103

健保記入欄	
退職時月額	任意継続月額
資格喪失日	令和 年 月 日
資格喪失理由	

※資格確認書とは、健康保険証の代わりになるものです。健康保険証等の新規発行の廃止に伴い、原則的にマイナンバーカードで医療機関等を受診します。マイナンバーカードを持っていない方や、持っていますが保険証としての利用登録をしていない方は、資格確認書で医療機関等を受診することができます。

◎ 任意継続保険のご加入を希望される方は、下記をご一読いただき、内容をご理解の上、申請願います。

【任意継続被保者になるためには以下の条件が必要です】

1. 退職日(資格喪失日の前日)までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。
2. 退職後20日以内に『任意継続被保険者資格取得 兼 被扶養申請書』を当健保組合へ提出。(退職日前の提出可)
なお、保険者が、やむを得ない正当な理由(天災地変、交通・通信関係のストライキ等により期日まで届出ができなかったとき)があると認めた場合はその限りではありません。
3. 75歳未満の方 *75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となるため、任意継続被保険者になることはできません。
65歳～74歳の方でも一定の障害があり、後期高齢者医療制度に認定された方は、任意継続被保険者になることはできません。

◆留意事項

加入期間 …………… 任意継続被保険者として加入できる期間は、最長2年間です。

保険料額 …………… 退職時の標準報酬月額と前年度のTG健保平均標準報酬月額のいずれか低い方に保険料率をかけた金額。
40歳～65歳未満の方は、介護保険料も徴収対象です。(被保険者が65歳以上の場合でも被扶養者が40歳～65歳未満の場合、介護保険料徴収します)

保険料納付方法 …… 保険料の納付書が届きましたら、納付期限までに納付書に記載の金額を健保指定口座へお振込みください。

保険料入金確認後 …… 『資格情報のお知らせ』を交付し、ご自宅へ送付します。

『資格情報のお知らせ』は、医療機関でマイナ保険証の読み取りが出来ない場合の受診方法の一つとして、マイナ保険証とセットで提示するためのものです

マイナ保険証未登録者には、別途『資格確認書』を交付します。

資格喪失 …………… 以下の項目に該当する場合は、任意継続保険の資格を喪失します。

- ① 任意継続保険の被保険者となってから2年経過したとき
- ② 被保険者が死亡したとき
- ③ 保険料を納付期限までに納付されなかったとき
- ④ 就職先で健康保険の被保険者となったとき
- ⑤ 後期高齢者医療制度が適用されたとき(75歳到達又は、65歳以上で障害認定を受けたとき)
- ⑥ 任意継続保険者でなくなることを申し出たとき(資格喪失申出書を受理した月の翌月1日が資格喪失日です)

※自己都合による退職者で、既に次の就職先が決定しており、就職先で健康保険に加入予定の方は、任意継続被保険者資格取得申請書を提出していただく必要はありません。